

教行信證考證

397

467



始



教行信證考證

教行信證考證

397-467



教行
信證考證

大正
12.5.17
内交



教行信證考證

目次

第一章	緒言	一
第二章	親鸞聖人の著作	二
第三章	題號と内容	九
第四章	本願寺本の性質	一七
第五章	古寫本の種類	二五
第六章	著述の年代	三五
第七章	文體に就て	四四

右ハ異人異筆ニシテ後年ノ加入ナル事明瞭
ナルヲ以テ本書ノ複寫ニ之ヲ省ケリ

大正十二年一月

大谷尊由

本書各卷ニ左ノ外題アリ



化卷末ニ左ノ二行アリ

引長二歳壬戌十一月十八日
未死此書寫聖人御入致也

右ハ異人異筆ニシテ後年ノ加入ナル事明瞭
ナルヲ以テ本書ノ複寫ニ之ヲ省ケリ

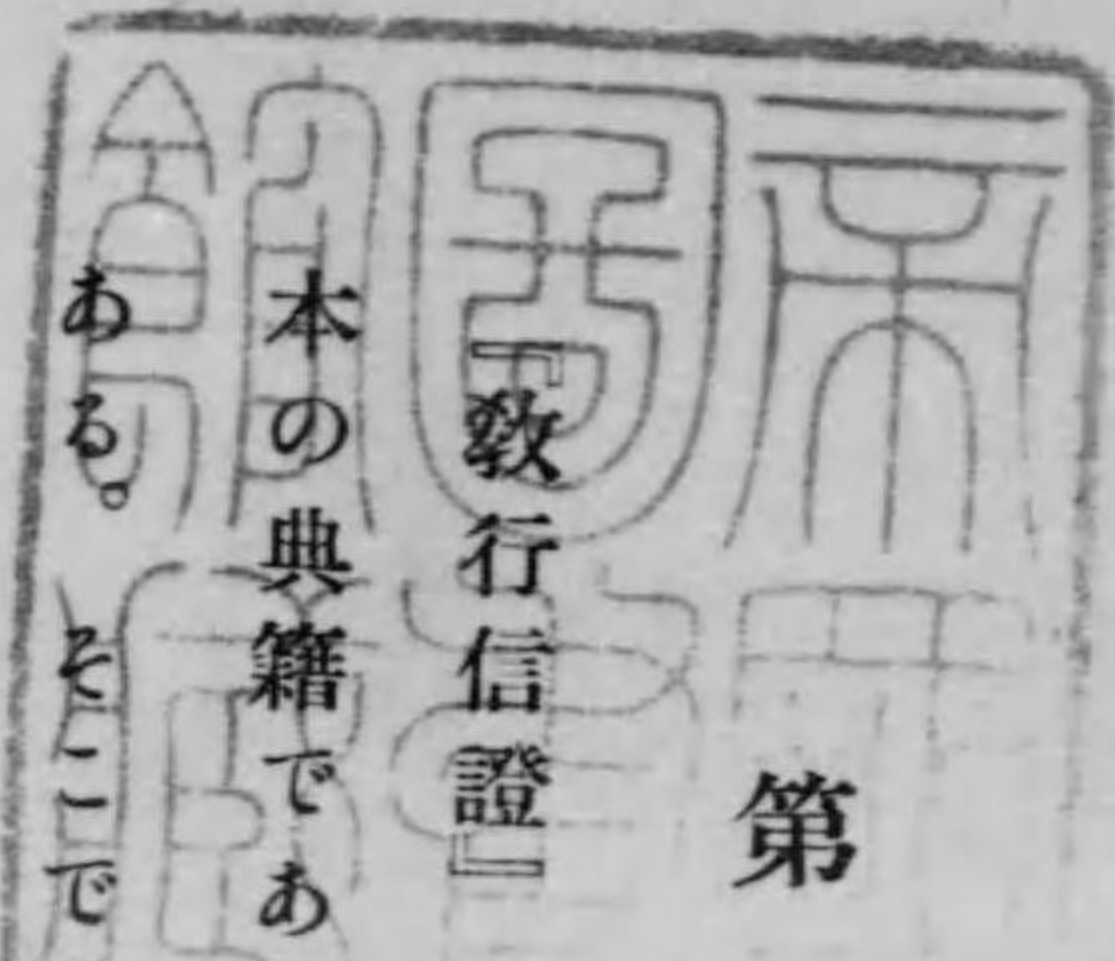
大正十二年一月

大谷尊由

教行信證考證

禿 氏 祐 祥

第一章 緒 言



『教行信證』と題する一部六卷の書は、眞宗教義の綱格を示す所の一宗根本の典籍であるから、この書の撰述せられた年はこれ即ち立教開宗の時である。そこで本年四月には眞宗十派協議の上で、開宗七百年の記念法會を営むことゝなつた。これを機會としてこの書の古本を複製し、廣く頒布することは最も意義ある事業であること云はねばならぬ。仍つて大谷派本山では東京淺草の報恩寺に傳はれる御草稿本を複製し、本願寺派本山でもまた古來所藏してゐる御眞本を出すことゝなつたのである。この二本と價

値を等しくするものゝされてゐる高田派本山所藏の眞蹟本をも複製する
 ことが出来たら誠に喜ばしいこと、思ふ。この機會に際して、本願寺本を
 中心とし『教行信證』そのものに就て解説することゝしたのである。出
 來るだけ専門的の記述を避け、一般の人々に理解し得るやうに努めたいと
 思ふ。

第二章 親鸞聖人の著作

『教行信證』の性質内容を知るには、先づ第一に宗祖親鸞聖人の著述され
 たものに如何なる種類の書があるかを明かにする必要がある。眞蹟の傳
 はつてゐるものと寫傳されてゐるものとを問はず、全體で十四部ばかりあ
 つて、四部が漢文、十部が和文で記されてゐる。即ち次の通りである。

- (一) 教行信證六卷 元仁元年起草、寛元年間完成
- (二) 淨土文類聚鈔一卷 建長七年七月寫、正嘉元年六月寫
- (三) 愚禿鈔二卷 建長七年八月寫
- (四) 入出二門偈一卷 建長八年三月寫

以上の四部は漢文にて記す。

- (五) 淨土和讚一卷 寶治二年正月寫
- (六) 高僧和讚一卷 寶治二年正月寫
- (七) 正像末和讚一卷 正嘉二年閏三月寫
- (八) 皇太子聖德奉讚一卷 建長七年十一月寫
- (九) 淨土三經往生文類一卷 建長七年八月寫(略本)、正嘉元年三月寫(廣本)
- (一〇) 唯信鈔文意一卷 建長元年八月寫、建長二年十月寫、正嘉元年正月寫、同年八月寫
- (一一) 一念多念文意一卷 正嘉元年二月寫、同年八月寫
- (一二) 尊號眞像銘文二卷 建長七年六月寫(略本)、正嘉二年六月寫(廣本)

(一三)如來二種回向文一卷 康元元年十一月寫 正嘉元年閏三月寫

(一四)彌陀如來名號德一卷 文應元年十二月寫

以上の十部は和文にて記す。

漢文または和文でも、諷誦の便を考へ、その一部分に韻文を使用したことは注意すべきである。そこで漢文のものゝ和文のものを比較する時はその性質に於て兩者の間に著しき相違があることを認めざるを得ない。即ち前者は作者自身の胸裡に來往する思想を自由に叙述せんことを努めてゐられるのであるが、後者は門弟の理解力を考へながら及ぶだけ平易にこれを述ぶるやうに注意されてゐるのである。一は自己を表現することを中心とし、他は門弟を誘引することに重きを置いてゐる。以上の著述を通じて宗祖の生涯を推察する時は、自己の完成に向つて猛進せられた時代と、門弟に對する教化に全力を用ひられた時代とがあることを知り得るのである。十四部の著述に就て一々執筆の年代を決定し、その間に於ける思想

上の聯絡を探ることは甚だ困難のことであるが、和文のものが比較的晩年に作られたことは争はれぬ事實であらう。書名に添へて筆寫の年代を示して置いたが、これは幾回となく寫された内の一部分に過ぎない。

この外に先徳の法語を鈔記したり、漢文のものに加點したり、これを延書させられたこともある。これまた和文の著述に準すべきものである。

(一)西方指南鈔六卷(源空撰 康元元年十月寫)

(二)唯信鈔一卷(聖覺撰 寛喜二年五月寫)

(三)一念多念分別事一卷(隆寛撰 建長七年四月寫)

(四)後世物語一卷(隆寛撰)

(五)自力他力文一卷(隆寛撰 寛元四年三月寫)

(六)上宮太子御記一卷(源爲憲撰 三寶繪の一節 正嘉元年五月寫)

(七)四十八大願一卷(康僧鎧譯 無量壽經の一節 康元元年四月寫)

(八)往生論註二卷(曇鸞撰 建長八年七月加點)

(九) 二河白道延書一卷(善導撰散善義の一節)建長六年十一月寫

(一〇) 往生要集延書一卷(源信撰同書の一節)

(一一) 選擇本願念佛集延書一卷(源空撰正元元年九月寫)

また加點本の例として本願寺派本山所藏の『往生論註』二卷を擧ぐるこ
 とが出来た。これは當時の版本に朱を以て加點したもので、卷尾に「建長
 八歲丙辰七月廿五日愚禿親鸞八十加點了」と記入してある。上記の『四
 十八大願』またその一である。次に門弟に對し法門上のことを示された
 消息文もその内容より云ふ時は一種の假名法語である。乃ち東國に於け
 る門弟等は争うてこれを寫し取り、後にはその幾十通を集めて寫傳するこ
 と、なつた。『往生要集』卷下の信毀因緣章だけを延書させられたのは、特
 にこの教語を門弟に示す必要が起つた際に出來たもので、固より一時的の
 要求を充たす爲めのものであつたに相違ない。

漢文で書かれたものはこれを讀むことが容易でなかつた爲め、『教行信

證』は宗祖示寂の後八十一年を経て、康永二年に至り、乘智の希望で延書が
 作られた。『淨土文類聚鈔』もまたこれより三年前の曆應三年に延書が出
 來てゐる。前者に關しては第五章にこれを述ぶる豫定であるから、今は後
 者の奥書だけを示すこととする。

曆應三歲庚辰 四月廿三日本願寺聖人以被染筆眞名正本依願主所望難避、

以和字所延寫也、他見在憚而已、

この跋語で見ると、恐らくは覺如上人の手に成つたものであらうと云はれ
 てゐる。この種の延書であれ和文の法語であれ、大抵は願主があつて出來
 てゐる。この事實は和文のものに限り他人の爲めに特に作られたもので
 あることを有力に現はしてゐるではないか。更にこの事實を證する爲め
 上記の『唯信鈔文意』存覺の『淨典目錄』及び乘專の『最須敬重繪』の
 文を引用して置く。

唯信鈔文意跋語

キナカノ人々ノ文字ノコ、ロモシラズアサマシキ愚痴キハマリナキユヘニ、ヤスクコ、ロエサセントテオナジコトヲタビノトリカヘシノカキツケタリ、コ、ロアラン人ハオカシクオモフベシ、アザケリヲナスベシ、シカレドモオホカタノソシリヲカヘリミズ、ヒトスデニヲロカナルモノヲコ、ロエヤスカラントシルセルナリ。

淨典目錄

是等有_レ所望之輩等之時、楚忽一言被_レ記與_レ即和字法語也。

最須敬重繪卷七

申請ケル輩ニハ一紙ノウチ片時ノ程ナドニイト思案ニモオヨバズ、タマ率爾ニ筆ヲソメラル、事著述アマタアリ、中略漢字ノ筆體ノマヨヒヤスキヲサシヲキ、所望ノ族ノオロカナルヲ本トシテ和字ノ製作ノコ、ロエヤスキヲモチキラル、所ナリ。

第三章 題號と内容

この書は「顯淨土眞實教行證文類」と題してある。後人はこれを省略して「教行證文類」または「教行信證」と呼び習はしてゐる。即ちその用例としては存覺の『持名鈔』『淨土眞要鈔』には「教行證の文類」として引用し、覺如上人の『執持鈔』『最要鈔』『改邪鈔』には「教行信證」の名稱を使用してある。また『淨土文類聚鈔』を「略文類」と呼ぶに對し、「廣文類」と云ふことがある。一宗に於ける根本書である所から「本書」または「本典」と呼ぶこともある。この書に「顯淨土眞實教行證文類」の題號を附したことは實に適切であつて、その内容よりするも、著述の目的よりするも、誠に相應した題號と云はねばならぬ。宗祖が胸中に湧き出づる絶對他力の信仰を以て、經論釋に向はれた状態を、誰にも憚る所なく、直に記述せられたのがこの書である。一部六卷の大部分を引用文で占めてゐる

のであるが、この引用文は宗祖の胸裡に入りて鎔解されたものと見る時は、引用文と自釋の文との間に甚だしき區別がないのである。されど六十餘部の書を引用してゐるのは事實であるから、これを文類と名づけたのである。一方より云ふ時は謙遜して名づけられたのである。名目の典據としては、王日休の『龍舒淨土文』または宗曉の『樂邦文類』を擧ぐることが出来る。初に總序、第三の信卷に別序、終に後序を附してある。

次に各卷には別題を附してある。而して覺如上人の作られた『教行信證大意』によりてその内容の大略を示さば次の通りである。

一、顯淨土眞實教文類(教卷)

第一に眞實の教といふは、彌陀如來の因位果位の功德を説き、安養淨土、依報正報の莊嚴ををしへたる教なり、即ち『大無量壽經』これなり、總じては三經にわたるべしと雖も、別しては大經をもて本とす、これ即ち彌陀の四十八願を説きて、その中に第十八の願をもて衆生生因の願とし、如來甚

深の智慧海を明して、唯佛獨明了の佛智を説き述べ給へるが故なり。

二、顯淨土眞實行文類(行卷)

第二に眞實の行といふは、先の教に明す所の淨土の行なり、これ即ち南無阿彌陀佛なり、第十七の諸佛咨嗟の願に顯はれたり、名號は諸の善法を攝し諸の徳本を具せり、衆行の根本、萬善の總體なり、これを行ずれば西方の往生を得、これを信ずれば無上の極證を得るものなり。

三、顯淨土眞實信文類(信卷)

第三に眞實の信といふは、上に擧ぐる所の南無阿彌陀佛の妙行を、眞實報土の眞因なりと信ずる眞實の心なり、第十八の至心信樂の願の意なり、これを選擇回向の眞心とも云ひ、利他深廣の信樂とも名け、光明攝護の一心とも釋し、證大涅槃の眞因とも判ぜられたり、これ即ちまめやかに眞實の報土に到ることは、この一心に由ると知るべし。

四、顯淨土眞實證文類(證卷)

第四に眞實の證といふは、先の行信に依りて得る所の果、ひらく所の證なり、これ即ち第十一の必至滅度の願に應へて得る所の妙悟なり、これを常樂とも云ひ、涅槃とも云ひ、法身とも云ひ、實相とも云ひ、法性とも云ひ、眞如とも云ひ、一如とも云へる、みなこのさきりを得る名なり、諸の聖道門の諸教の意は、この父母所生の身をもて、かの深き證をこゝにて開かんと願ふなり、今淨土門の意は、彌陀の佛智に乗じて、法性の土に到りぬれば、自然にこの證にかなふと云ふなり、此土の得道と他土の得生と異りと雖も、得る所の證は一なりと知るべし、されば往生と云へるも實には無生なり、この無生の理をば安養に到りて悟るべし、その位を指して眞實の證と云ふなり。

五、顯淨土眞佛土文類眞佛土卷

第五に眞佛土といふは、まことの身土なり、即ち報佛報土なり、佛といふは不可思議光如來、土といふは無量光明土なりと云へり、これ即ち第十二第

十三の光明壽命の願に應へて得る所の身土なり、諸佛の本師はこれこの佛なり、眞實の報身は即ちこの體なり。

六、顯淨土方便化身土文類化身土卷

第六に化身土といふは、化身化土なり、佛といふは『觀經』の眞身觀に説く所の身なり、土といふは『菩薩處胎經』に説く所の懈慢界、また『大經』に説ける疑城胎宮なりと見わたり、これ即ち第十九の修諸功德の願より出でたり、但しうちまかせたる教義には『觀經』の眞身觀の佛をもて眞實の報身とす、和尙(善導)の釋即ちこの意を明せり、眞身觀といへる名あきらかなり、然るにこれをもて化身と判ぜられたる常途の教相に非ず、これを心得るに『觀經』の十三觀は定散二善の中の定善なり、かの定善の中に説く所の眞身觀なるが故に、かれは觀門の所見に就て明す所の身なるが故に、弘願に乗じ佛智を信ずる機の感見すべき身に對する時、かの身はなを方便の身なるべし、即ち六十萬億の身量を指して分限を明せる眞實の

身に非ざる義を顯せり、これに由りて聖人この身をもて化身と判じたまへるなり、土は懈慢界と云ひまた疑城胎宮と云へる、その意を得やすし、深く罪福を信じ善本を修習して、不思議の佛智を決了せず、疑を抱ける行者の生るゝ所なるが故に、眞實の報土には非ず、これをもて化土と名けたるなり。

以上は嘉曆三年に覺如上人の作られた『教行信證大意』に依つて一部六卷の要領を示したのであるが、簡短に而も平易にこれを述べてある點より、蓮如上人また文明九年これを増補して門下に頒たれた。この書の分卷は内容に依つたので、紙數の點から云ふと甚だしい不同がある。第三の信卷、第六の化土卷の如きは後にこれを本末に分けた位に紙數が多いのであるが、これに反して教卷は甚だ分量が少いのである。各卷の相互關係を略して述ぶる時は、教とは能證の言教で、都ての教法は先覺者が説き示したものであるから、最初にこれを置いたのである。行とは所證の法門で、この行が

佛の廻向に依りて一切の衆生に與へられ、極樂往生の因となるを信と云ひ、その因に報はれた状態が證である。眞佛土とは證の内容で、化身土とはその變則的なる方便門を特に示したのである。この四法は聖道自力門では教理行果または單に教行證である。また各卷には標舉の文がある。源空上人の『選擇本願念佛集』に「南無阿彌陀佛、往生之業念佛爲本」の語を載せてあるものに依られたのであらう。原本で見ると、標紙の裏に書してある。この標舉の文は每卷の内容を巧に象徴してあると思はるゝから、序にこれを掲げて置く。

一、教卷

大無量壽經 眞實之教
淨土眞宗

大阿彌陀經 支謙三藏譯

平等覺經 帛延三藏譯

二、行卷

諸佛稱名之願 淨土眞實之行
選擇本願之行

三、信卷

至心信樂之願 正定聚之機

四、證卷

必至滅度之願 難思議往生

五、眞佛土卷

光明無量之願

壽命無量之願

六、化身土卷

至心發願之願

邪定聚機
雙樹林下往生

至心回向之願

不定聚機
難思議往生

第四章 本願寺本の性質

本願寺本は眞蹟三本の隨一として廣く世に知られ、本光房了顯に關する傳説に依りて「肉附の聖教」または「腹籠の聖教」と呼ばるゝ、ここがある。縦九寸六分横七寸四分、紙質は泉貨半葉に七行づゝを書し、六冊に分れ、紙數は左の通りである。

第一冊(教) 十枚

第二冊(行) 八十九枚

第三冊(信) 百二十三枚

第四冊(證) 三十八枚

第五冊(眞) 五十枚

第六冊(化) 百三十四枚

即ち總じて四百四十四枚ある。朱を以て傍訓を施し、欄外に註を加へてある。中世改装せられ、一部分に裏打を施し、兩卷ばかりは内側の標紙が失はれてあるから、卷六には標擧の文が見當らぬ。標紙は小豆色の澁紙で無造作に出來て居り、見返しは金銀の切箔散し、背の所には白地金欄が當つてゐ

る。題箋は縦六寸五分の紺地の紙を用ひてあるが、改装の時元の標紙より剥ぎ取りこれを適當に切つて題箋に使用したものと思ふ。この題箋の文字は筆蹟より考へて蓮如上人の筆と推定し得るのである。内側の標紙は本文に使用してある紙と同一であることは云ふまでもなく、これに謂はゆる標舉の文が記してある次第であるが、卷三と卷六とは全くこれを缺き、卷二と卷五とは半葉だけ残つてゐる。卷四に就て見るに前の半葉には中央に「四」の一字、後の半葉には標舉の文がある。本願寺では古來これを御眞本として傳へて居るのであるが、大正八年三月史料編纂官文學博士辻善之助氏我が本山に就て寶物を展閱せられた際、これを宗祖の眞蹟であること断定せられた。即ち同年七月九日の官報に掲げられた復命書に次の如く述べてある。

然ルニ今回之ヲ披閱シタルノ結果其奥書ハ實ニ別人ノ筆ナルコトヲ確認シタリ、本書一部六冊ヲ始ヨリ終リニ至ルマデ精密ニ熟視シテ其筆意

ヲ會得シ、其心ニ染ム所ヲ以テコノ奥書ニ臨ムニ其筆意ノ相違自ラ明白ニシテ金鑰同ジク熱シテ眞偽俄ニ分ル、ガ如ク、ソノ間毫末ノ疑ヲ容レズ、本文ハ眞筆ヲ以テ之ヲ書シ、一畫苟モセズ、銳利ノ筆鋒勁健ノ筆力、紙面ヲ刺スカト覺ユ、奥書ニ至リテハ徒ニ本文ノ形體ヲ模シ其外貌ニ於テハ頗ル似ル所アリト雖モ、筆力軟弱ニシテ其精神ニ乏シ、蓋シ本文ノ書風ニ親昵セルモノ、筆ニカ、ルナラン、コノ奥書ニシテ別人ノ筆ニ成ルモノトセバコノ本文ノ書ガ親鸞自筆ナリトノ傳説ハ傾聽ニ値スルモノアリ、其書ハ宋朝ノ風格アリ、最モ時代ノ特徴ヲ有ス、而シテ之ヲカノ古版淨土論註奥書並ニ六字名號ト對照スルニ三者ノ間自ラ脈絡ノ貫通スルモノアルヲ覺ユ、

辻博士が本文と別筆であること推定された奥書は宗祖の示寂に關する記事であるから、これと同筆であるならば本文は宗祖の自筆でないことになるのである。この奥書と云ふのはもと卷六の終に「弘長二歳」云々の六行

の文があつたのを、何故か初の二行だけ残り置き餘の四行を切り取つてあるのを云ふのである。この六行の全文は加賀津幡町の弘願寺に嘗て所藏されてあつた一本に依つて知ることが出来る。即ち次の通りである。

弘長二歲壬戌十一月廿八日

未刻親鸞聖人御入滅也

御歲九十歲同廿九日戌時

東山御葬送同卅日御舍利藏

佛滅後至二千百三十五歲
入末法後七百三十五歲 當文永十二歲乙亥也

依賢劫經仁王經涅槃經等說言

この弘願寺本は同寺第五世蓮慶以來傳持して蓮如上人の所傳と稱してゐたのであるが、三四十十年前に焼失したこのことで、今は明治十二年に作られた校合本が大谷大學に保存されてあるばかりである。この校合本で調べて見ると全く本願寺本と同一であるから、弘願寺本は本願寺本より轉寫さ

れたものに相違ない。随つてこの六行の附記は本願寺本の原形を傳ふるものとして信用し得るのである。この「弘長二歲」云々の二行はその書體が本文に似てゐる所から、これを同筆と見做し、文永十二年即ち宗祖示寂の後十三年を経てから筆寫された本であると考へてゐる人もないではない。この附記は專修寺本の附記と共に宗祖の示寂葬送に關する貴重資料である。即ち修專寺本の卷一卷三卷五には顯智の筆で次の如く記入してある。

親鸞御入滅弘長二歲壬戌十一月廿八日午時

御歲九十歲也同廿九日午時專信

遠江國池田住僧

顯智

下野國高田住僧

御舍利藏畢

この專修寺本の附記では葬送收骨ともに示寂の翌日に行はれたこと、なつてあるが、これは本願寺本の方が事實に近いやうである。この葬送に關する附記には宗祖の在世を追慕し片時も忘るゝことの出来なかつた遺弟

の至情が充分に表現されてある。文永九年に大谷の影堂が設けられたのであるからこれより三年の後にかく附記されたことになる。専海と顯智とは葬送に來會した爲め、特にこの事を記したのであらう。また注意すべきは竟競境敬教の如き文字が缺劃と云つて、最終の一劃が略されてあることである。この種の文字は悉くさやうであるとも云ひ得ないが大抵は缺劃である。支那では帝王の諱や廟號の文字を避けて、同音の字、同義の字に代へたり缺劃して用ひたりしたことがあるが、今この書に於て見る所の缺劃は如何なる理由に出づるものか明瞭でない。或は據る所の原本が缺劃してあつた爲めそのまゝ寫されたのであるまいか、とも考へて見たが、第二行卷の一乗海釋の條に「涅槃界者即是究竟法身、得究竟法身者則究竟一乗」とし、究竟は悉く究竟と缺劃してある。この部分は自釋であるから引用文以外の所にも缺劃はあるのである。また『選擇集』の古版本にも敬の字に限り缺劃する風習があることは兩者の間に何か關係があるものと思ふ。

また傳説に依れば蓮如上人嘗てこの本を隨身して越前吉崎の坊舎に止住せられた際、本向房了顯火中に飛び入り死を以て將に焼失せんとせるその一冊を護持したと云ふことである。この理由で「肉附の聖教」または「腹籠の聖教」と呼ばるゝことがある。この事蹟は惠忍の作つた『眞宗懷古鈔』卷上(明和四年刊行)に次の如く載せてある。

上人の仰に、御堂焼失することは是非に及ぬ義なれども、こゝに悲きは、祖師聖人の御眞筆の御本書、餘は皆持出でたれども、第五(四)の證の卷を取落たり、是を焼んこと一生の殘念也となげき給へり、ごきに宇坂の市波の本向寺、其ごきは本向房了顯と名く、此了顯蓮如上人へ某し參て取り返らんと言上せらるゝごきに、上人の仰に、此猛火盛なるに何ぞ取得ること有んや、只徒に焼死のみ成ん、必ず無用也と制し給へども、是非に行んごす、依て餘の坊主衆その袖を取て、汝は狂亂しつるか、あの火の中にて犬死せんご必定也とつよく止められける、折節非常のごきなれば、了顯帶刀にてい

られけるが、其まゝ、刀をぬき袖を切拂ふて、かの火の中へこび込、御本書をば取り得たれども、早四方に火廻て可出道なし、そのとき本向房は腹十文字に切り破り、腸をつかみ出して彼の證卷を押こみ、伏して死なれける、ときに火事大概に治りて、上人及び御弟子等了顯の焼死せしを推量いたし、深く悲み給ひ、急ぎ死骸を取出せよと仰附らる、依之人々灰を搔除て死骸を尋ねあたり、未だ疊の四方には火の燃を水をそゞぎてこれをけし、其死骸を持出しけるに、切り破りたる腹の中に御書儼然として有り、誠に念力の然らしむる處、實に希有希代の勳也、依て是を肉附の御書とも腹籠の御聖教とも稱する也、然るに本向房了顯それ迄は未だ眼を不閉に、蓮師御涙ごごもに御手を以て額をなでおろし給へば、忽眼を閉られけり、蓮師餘りの御満悦に、葬送のときは直に御出在して御焼香を遊しける、是前代未聞のこご也、委は本向寺記録に見わたり、寶永中に本向寺の當住秀賢、餘間より直に院家に昇進なり、是先祖の功を賞してなり、

玄智の『本願寺通紀』卷二にもこれを事實であるとし、文明六年三月二十八日吉崎坊舎の炎上に關する記事の條に

本光房了顯自刎腹以藏祖書全之、祖書祖師親書廣文類第四證卷也、世稱腹籠聖教

また同書卷九に什寶類を列し、「御本書一部内附」としてある。後世或はこれを第三の信卷であるとするこごもある。

第五章 古寫本の種類

次に『教行信證』の古本として知られたものは、どれ程あるかご云ふに、文明年間までのものに十六種、またその延書に七種を數へることが出来る。一部完全に現存してあるものだけならば勿論その點數はこれより少いが、

今は缺本、零本、斷簡、散佚のものをも悉く數へ上げたのである。その大略を示さば次の通りである。

(一)報恩寺本。六冊。東京淺草の報恩寺に傳はれる草稿本で、この度大谷派本山から複製頒布された。第三冊(卷四)と第四冊(卷五)には本文と同筆にて外題を加へ、同じく釋蓮位の署名がある。蓋しこれ宗祖より蓮位に與へられたものなること他の例に依て知り得るのである。寺傳に性信に附與する所とし、「弘安陸癸未二月二日釋明性讓預之、沙門性信(花押)」の奥書を後世になつてから書き加へたのは何か爲めにする所あつてのことであらう。第一、第二の兩卷を合せて一冊とし、第六卷を二冊に分けてある。

(二)專修寺本。六冊。高田派本山に傳はれる清書本で、寺傳では建長七年眞佛、顯智の兩人に附與せられたものとなつてゐる。第一、第三、第五の三冊には顯智の筆で宗祖の示寂に關する事項が附記されてある。

(三)本願寺本。六冊。前に解説して置いたから別に述ぶる必要はない。

(四)尊蓮寫傳本。(散佚)寛永本などに掲げてある次の附記で、寛元五年に尊蓮が筆寫した事實を知り得るのである。

寛元五年二月五日以善信聖人御眞筆祕本加書寫校合訖文義字訓等重委註畢

隱倫尊蓮六十六歲今年聖人五十七歲也

(五)淨光寺本。(斷簡)半葉五行にて化土卷の斷簡を見たばかりである。殆ど全部に亘り一字々々傍訓を附してある點は他に例を見ない。即ち原本と延書本との中間にあるものである。書風から云ふと鎌倉時代のものである。添狀に次の如く記してある。今は淨光寺に残つてないらしい。

教行證ノ切常陸國那珂郡湊村淨光寺

寛文九己酉四月七日當寺へ讓

信解院様御上覽、興門跡寂澄様御上覽、常樂寺殿御覽、退省院殿御覽、

(六)存覺寫傳本。(缺本)五冊。京都常樂寺に傳はる元亨四年の寫本で、證卷と眞佛土卷とが失はれてある。毎卷に奥書があるが、眞佛土卷の分は次の

通りである。

元享四載^{甲子}十一月廿八日書寫之
今日者作者上人之遠忌也六十三廻之
運轉如夢百千萬端之戀慕催淚而已

權律師光玄

(七)助阿寫傳本。(散佚)山科の東南に當れる松影に庵室を構へてゐた助阿が寫した一本である。次に掲ぐる乗專寫傳の奥書に見ゆるだけである。

(八)乗專寫傳本。(散佚)元弘三年に覺如上人門下の乗專が一本を寫したことは寛永本の附記で知ることが出来るのである。即ち次の通りである。
元弘三歲^{癸酉}從初春上旬之候底孟夏下旬之天終書寫微功畢於寫本者以聖人眞祕本加寫合云云於當本者以松影助阿之證本重合校合而已。

釋乘專^{三十}
九歲

(九)乗專抄出本。(缺本一册)題號を「教行證御釋末」とし、「釋乘專」の

署名がある。本文、題號、署名共に乗專の筆跡であることは他の信賴し得べき筆跡と比較して知ることが出来るのである。内容は引用文だけを省略したもので、後世の御自釋、または捷覽と稱するものに相當する。京都常樂寺の所藏である。

(一〇)曆應本。(散佚)曆應四年の寫本で、その奥書だけが寛永本の附記に收めてある。その文句より考ふる時は覺如上人の寫傳でないかと思はるゝ點がある。

曆應四歲^{辛巳}十二月廿八日遂筆硯之漸寫畢殊迎本願寺聖人之御緣日慮外終右毫之功聖人定垂納受小質宜協知見者歎可喜可尊凡於此書者念佛成佛之咽喉諸門超勝之眞路悲喜交流感淚難抑而已

(一一)覺念寫傳本。(零本一册)もと端坊に傳へられたもので端坊の印がある。今は大谷大學の藏本である。化身土卷末の一册だけで延文五年の寫本に加點せることは次の奥書で明かである。

延文五年 庚子 後四月 日終功

釋覺念

應安二年 己酉 十月 日於前合點畢此本一部六帖先年終愚功者也

沙門導理

(一)六要鈔依憑本。(散佚存覺の『六要鈔』に用ひてある一本である。第六の存覺寫傳本と一致する筈であるが必ずしもさやうではない。『六要鈔』は延文五年に出來たのであるから元亨本の出來てから後に更に信賴すべき一本を得てこれを採用したのであらう。

(二)巧如上人所出本。八冊。越後高田の淨興寺に傳ふる所でその證卷に次の奥書がある。

信濃國水内郡太田庄下長沼淨興寺之常住也此本應永年中藝範在京之時本願寺住持自巧如上人給處本也

(一四)源通寫傳本。(零本一册)文安六年の寫本で證卷だけ傳はつてゐる。

今は山田文昭氏の所藏である。源通は越前坂井郡鷹巢村免鳥の人であるがその事蹟は知られてゐない。次の奥書がある。

文安六年 己巳 五月六日

越前國 醜 源通之

(一五)存如上人所出本。八冊。寶徳三年存如上人より加賀木越の性乘に附與された一本で、前年蓮如上人の筆寫する所である。體裁は第十三の巧如上人所出本に似てゐる。今は本願寺派本山の所藏であつて後世廣く行はるゝ版本は悉くこの本と系統を同じくするやうである。奥書は次の通りである。

右此鈔者親鸞上人之御作也、而

加州木越光徳寺住持性乘

依所望難去所令許與之也

於國中縱雖有所望之仁不蒙

本寺之許者楚忽不令書寫也

寶德三年^{辛未}八月十六日

大谷本願寺住持釋存如^{花押}

(一六)文明本。(散佚)智蓮の校本に依りて知つたのみで、詳細のことは知り難い。

文明二年九月上旬於河州書寫畢雖有文字不審如本寫畢、

(甲)康永本。十七冊。康永二年乘智の爲めに作つた延書本の一つである。龍谷大學にその轉寫本があるが、原本は存覺及び乘專の筆であるこのことであるから、存覺の手に成つたものと推定すべきであらう。

康永二歲^{癸未}五月十七日以漢字之眞本延寫于和字授受之 願主乘智

(乙)貞和本。十九冊。大和箸尾の教行寺に傳はつた延書の一つで、今は大谷派本山に所藏されてある。貞和二年に寫して源覺に附與されたものである。覺如上人七十六歲存覺五十六歳の時で、或はこれ覺如上人の延書で

ないかご想像する人もある。最終の一冊は補寫であるが第八冊(信末中)に次の識語がある。

貞和二歲^{丙戌}二月廿八日^{時正第四日}

(丙)文和本。二十冊。近江金堂の弘誓寺に近代の轉寫本がある。文和四年より翌年へかけて行立の寫す所である。第二冊(行上)の識語は次の通りである。

文和四年八月 日寫之 右筆行立^{二十歳}

斯書一部書寫之、其願主志、只有憐愍、遐代愚人、不厭生死、不欣菩提矣、意願無私、偏爲用愚昧、明燈之也、仰願三國傳燈諸大祖師、納受哀愍、疊重志願矣

(丁)光德寺本。(零本一冊)もと河内松谷の光德寺に傳はれるもので、今は大谷派本山に所藏されてある。信卷末上の一部份に過ぎないが、南北朝頃のものである。寺傳に覺信尼公筆と云ふものは信用することが出来ない。

(戊)延文本。十七冊。延文五年に善如上人これを書寫して成信に授與し

たものであることは奥書と表紙に釋成信と記してあるので推知せらるゝのである。本願寺派本山の所藏である。

延文五歲庚子正月二十二日書終之訖、書寫中無障碍、終其功奉渡之條冥慮之所致歟、本望無極者也耳、
釋子俊立

(己)享徳本。十七冊。和泉貝塚願泉寺所藏の一本に享徳三年蓮如上人の加へられた奥書がある。その原本の存否は詳かでない。

右於此寫本者江州長澤福田寺所持本也、然間越前宇坂明珍依所望令書寫之訖、仍可爲彼所持之本者也而已

享徳三年七月八日 釋蓮如

(庚)文正本。十七冊。同じく願泉寺所藏の本にて文正元年西玉坊の寫せる一本があつたことがわかる。即ち前記の享徳三年の奥書に續いて次の如く記してある。

願以書寫力、速成二世願、隨願得往生、利益衆生界、雖爲惡筆、依圓金所望、如形

書寫畢、與隆佛法之志、哀而一返廻向、而奉憑所也、南無阿彌陀佛

于時文正元年丙戌七月八日

右筆當郷住侶 西玉坊春秋四十五歲

越前宇坂ヨリ兵庫郷染田圓金所傳、

第六章 著述の年代

この書は一般に元仁元年宗祖五十二歳の時に作られたことになつてゐる。これは卷六(化身土)に次の一節がある爲めである。

按三時教者、如來般涅槃時代、當周第五主穆王五十一年壬申、從其壬申、至我元仁元年後堀川院諱茂仁聖代也甲申、二千一百八十三歲也、

これは『末法燈明記』に佛入滅の年代に二説ありとし、その一説を「佛當第

五主穆王滿五十一年壬申入滅若依此說從其壬申至我延曆二十年辛巳一千七百五十歲」をせるものに依られたことが明かである。穆王五十一年は五十三年でなければならぬ。これは依用された寫本に誤があつたのであらう。但し二千一百八十三歳は二千一百七十三歳でなければならぬ。これは明かに誤算である。この元仁元年は十一月二十日に貞應三年を改めたのであるからこれより後四十日間のこととなる。然るに怪しむべきはその註に後堀川院としてあることである。この註は後の加筆とすれば兎も角、元仁元年には後堀川院とは申上げない。この天皇は在位十二年で貞永元年位を皇太子に譲り、天福二年八月に崩御されたのである。この註は少くとも元仁元年より十年を経て後に書かれたこととなるのである。因に云ふ、眞蹟本ではこの註が欄外に書いてある。また後序の文には承元元年に當り源空上人の流罪に處せられたことを述ぶる條に太上天皇に「號後鳥羽院」今上天皇に「號土御門院」の註を加へ、赦免のことを述ぶる條

に皇帝に註して「佐土院」の文字を添へてある。後鳥羽院の追號は仁治三年に定められ佐土院とは建長元年に順徳院の諡號が定めらるゝまで用ひられたのであるから、宗祖の七十歳より七十七歳までの間にこの三天皇の註が書かれたこととなる。これ等の註が追記でないことすればこの書の完成は七十歳以後と見るべきである。

またこの書を五十二歳の著述として見る時は、矢張り後序の文に源空上人のことを記し、「奇瑞不可稱計見別傳」とあるのを如何にして解釋すべきかと云ふ點で古來種々の説がある。源空上人の傳記で最も古いものとして知られてゐるのは聖覺の『十六門記』隆寛の『法然上人秘傳』であつて何れも安貞元年の作であるから元仁元年より三年の後である。また『本朝祖師傳記繪詞』は嘉禎三年の作であるから更にこれより後のものである。然しこの安貞元年より以前に源空上人の傳記を作つたものがないことは断定されない。また前記の文は源空上人の示寂の事を叙した後を

承けてゐるのであるが、示寂の時の奇瑞が別傳に見えてあることを云うて
 ゐられるものとすれば別傳とは何も傳記に限らない。『西方指南鈔』に
 收むる『法然聖人臨終行儀』や『漢語燈錄』に收むる『臨終祥瑞記』を
 指したものであるとも云ひ得るのである。さればこの「見別傳」の三字
 はこの書の著述された年代を決定する史料とはならない。この書には經
 論釋に亘り六十餘部の書が引用されてあるから、その参考する所は數百部
 の書であつたと思はれる。東國に在り寒村僻地を經廻してゐらるゝ時代
 に、これだけの書を見る機會が得られないと思ふから、六十餘歳に達し歸京
 されてからの著述であらうと推定する人もある。然しこの書に引用する
 所は流刑以前より抄録されたものがあつて、大部分これに依られたものと
 思はるゝから、これまた特に晩年に著述されたことを主張する論據とはな
 らぬ。然しながら引用文の中には建保五年以後に流傳された『般舟讚』
 を含み、當時新渡の書であつたと思はるゝ、元照、戒度、宗曉の著述まで加へら

れてゐることは注意すべきである。これ等の書は恐らく建曆元年に宋よ
 り歸朝せる泉涌寺の俊栴に依りて請來されたものと思はるゝから、これを
 熟讀玩味して引用することは遙かにこれより後のことであらうてはならぬ。
 聖覺の『唯信鈔』が東國在住中に寫された事蹟があるから、何人かに依り
 て上記の『般舟讚』なり新渡の書なりが東國へ送り届けられたかも知れ
 ないが、歸京後に見られたものと思へることが至當であると思ふ。他の書
 には著述若くは筆寫の年月日を附記するのが例になつてゐるが、『教行信
 證』に限りてこの事實がないこと及び『六要鈔』卷三本に次の文句があ
 ることで、この書は未完成の稿本に過ぎないと見る人がある。

此書大概類聚之後、上人不幾歸寂之間、不及再治

現今傳へられてゐるものに就て見る時は草稿のまゝ、殘されたのではない
 かこの疑問も起り易いのであるが、寛元五年宗祖七十五歳の時に尊蓮の寫
 傳を許してゐらるゝこと、(一)これより尙ほ十五年間生存されたこと、(二)宗祖

の晩年は病氣其他の事情で行動を鈍らせたことは思はれないこと、(三)草稿本の外に淨寫本を傳へ草稿本と雖もこれを未完成のものとして認め難いこと、(四)これ等の諸點より『六要鈔』の説を是認することが出来ない。

然らば何れの頃完成したかと云ふに、後序に於ける天皇の追號は本文と殆んど同時のものを見て宗祖の七十歳より七十七歳まで、更に七十五歳の時に寫傳されてゐる事實よりこれを七十五歳以前とする事が出来る。即ち寛元年間に脱稿されたものと推定し得るのである。然らば上記の三時教に關する文に元仁元年甲申の歳を出した理由は如何と云ふに、これに二様の説明を附することが出来る。元仁元年の頃に『末法燈明記』を見て三時教の事記して置いた舊稿をそのまま用ひたものと見てもよし、また佛入滅の干支が壬申であるから建曆二年壬申、元仁元年甲申、嘉禎二年丙申の何れかを以て計算すべきであること考へ、建曆では餘り以前に溯るやうに思はれた爲め、十千の初位と云ふ點で甲申歳の元仁元年を選んだものと

も推定し得るのである。要するにこの書の完成は寛元四五年頃とするのが合理的であると思ふ。專修寺及び錦織寺にはこの書の完成年代に關する傳説があるが、後世の書に載せてあるだけであるから信用することが出来ない。参考の爲め吾人の知り得る範圍で親鸞聖人の執筆されたものに就て年譜を作つて見よう。幾回もなく寫して門弟に與へられた中で、眞蹟が傳へられ、または奥書だけが寫傳された分を拾ひ集めたのであるから、ここに記す所は或は著述の年を示してゐる分もあり、轉寫された年を示してゐることもあるのである。

年號	年齡	漢	文	和	文	他	作	消	息
貞應二	五一								
元仁元	五二								教行信證(起稿)
嘉祿元	五三								
	二	五四							
安貞元	五五								

二五六	
寬喜元 五七	
二五八	唯信鈔
三五九	
貞永元 六〇	
天福元 六一	
文曆元 六二	
嘉禎元 六三	
二六四	
三六五	
曆仁元 六六	
延應元 六七	
仁治元 六八	
二六九	
三七〇	
寬元元 七一	

二七二	
三七三	
四七四	自力他力文
寶治元 七五	教行信證(完成)
二七六	淨土和讃 高僧和讃
建長元 七七	唯信鈔文意
二七八	唯信鈔文意
三七九	閏九月二十日
四八〇	二月二十四日
五八一	
六八二	二河白道延書
七八三	尊號眞像銘文 淨土三經往生文類 皇太子聖德奉讃 一念多念分別事 十月三日性信宛
康元元 八四	入出二門偈 如來二種回向文 四十八大願 往生論註加點 五月二十八日覺信宛 五月二十九日性信宛 同月同日慈信宛
正嘉元 八五	淨土文類聚鈔 唯信鈔文意 淨土三經往生文類 正像末和讃 上宮太子御記 閏三月二日 十月十日性信宛 十月十五日眞佛宛

如來二種回向文
一念多念文意

二八六

尊號眞像銘文

十二月十四日

正元元 八七

選擇集延書

閏十月二十九日高田入道宛

文應元 八八

彌陀如來名號德

十一月十三日乘信宛

弘長元 八九

二九〇

第七章 文體に就て

他力易行の念佛門を弘め、自ら愚禿と謙下し、人師戒師たることを避けられた宗祖親鸞聖人が、自ら筆を取つて一部六卷の一大雄篇を作り上げ、六十餘部の經論釋を引用して佛教本來の歸趣を示されたことは異數のことであるから、何人も驚異の眼を以てこれに對し、時としてその果して親鸞聖人の手に成つたか否かに就て疑問を抱く人さへあるのは尤の次第である。云はねばならぬ。この六卷の中でその紙數の四分の三までは引用文であるが、印度、支那、日本の三國に亘り古來の教語を捕へ來り、これを縦横に驅使して如來の本意は那邊にあるかを示さんと努められたのである。時として引用文の上に加筆し、必ずしも原文の意義を守らない。豫め反感を以てこの書に對する時は平然とこれを讀了することを得ないであらう。誠に亂暴なる叙述である。と斷定するに相違ない。嘗て淨土宗の統譽と申さるる人が安永の頃『教行信證挫僻打磨篇』と題する書を作つてこの書を次の如く批評してゐられる。

然彼欲證成此義而多引經論諸釋謂正依三經大本之異譯十住論淨土論等並鸞綽空及慧信釋也雖然取用其文義甚奇僻而總非佛祖之意是故六段之成立亦惟出於己胸臆之僻解而絕無可證者且其書之爲體迂曲其文隱密其義而勉爲不可解予嘗見三階集錄其體顏相類蓋是僻解者流之風格耳

統譽が比較してゐる『三階集録』は『群疑論探要記』などに引用されたもので知つたのであらうと思ふが、實際にその幾巻かを見たことすれば博覧の人と云はねばならぬ。最近支那西邊の敦煌石室よりその幾分が發見せられ、吾人もその一卷を手にするこゝを得た次第であるが、各種の引用文でその大部分を充たしてゐる點や、原文の意義に係らず、古人の教語を自由に轉用してゐる點などは、その形式に於て類似點がないとも云はれない。されど深く注意する時は兩者の間に非常なる相違あることを認むるであらう。親鸞聖人の叙述せんとする所は三國七祖の力を盡して發揚せられた所の淨土門の深意である。古徳の教語を引用するに當り、當時比叡山などで行はれた轉註等の方法を参考し、特殊の読み方を應用せられたこと、その叙述に私曲があるやうに論斷せんとするのは當らない。天台宗の『漢光類聚鈔』の如きまたこの『教行信證』に見るやうな方法が應用されるのである。要するに天台宗にありて修學した經歷を有する親鸞聖人が、天

台宗に廣く行はれてゐた解釋法を用ひられた所でこれを非難すべきでない。漢文の法に隨はずに特別の読み方をするのは漢文を讀み得ない爲めではない。またこの『教行信證』ばかりでなく、他の場合でも特別の読み方をしてゐられる。即ち曇鸞大師の讚文を加點本『往生論註』の奥書では特別の読み方を以てし、『尊號眞像銘文』では通例の読み方に従はれ、何れも眞蹟が傳へられてゐる。漢文を讀み誤られた爲めでないこと、同一の文を二様三様に讀まるゝ場合があることを示さん爲め、今これを併せ記すことゝした。

(往生論註奥書)

釋曇鸞法師者、並州、汝水縣人也。魏末、高齊之初、猶在神智高遠三國、知聞洞曉衆經、獨出人外、梁國天子蕭王恒、向北禮鸞菩薩、註解往生論、裁成兩卷事。

(尊號眞像銘文)

釋曇鸞法師者、並州、汝水縣人也。魏末、高齊之初、猶在神智高遠三國、知聞洞曉衆經、獨出人外、梁國天子蕭王恒、向北禮鸞菩薩、註解往生論、裁成兩卷事。

出釋迦才三卷淨土論也

出釋迦才三卷淨土論也

後者はこれを釋するに矢張りこの通例の讀み方に準じてゐられる。通例に違する特殊の讀み方を用ひ、或は字訓を利用して特殊の解釋法を施すことは四家相承の日本天台として甚だ必要のものであつたのである。密教の字相字義、若くは十六立門釋の如き、また一種特有の解釋法である。引用文に於て、自釋の部分に於て、通例に違するものが多いから、これを排斥せず、この特殊の文體を通じて親鸞聖人の意向を探求すべきである。中井立道氏の校訂本には引文體例として次の七項を擧げてある。

- 一、改點例 文點を改めて別義を顯はすもの、
- 二、省略例 一字數字、若くは一句を省略するもの、
- 三、更改例 字句を更改せるもの、
- 四、添加例 文字を添加せるもの、
- 五、合糅例 原本の異を合糅せるもの、

六、顛倒例 文字を顛倒せるもの、

七、前後例 一連の文を引くに順序を前後せるもの、

以上の中には故意にせるもの前に抄録せるものより寫し取る時に生じた誤、または依る所の原本の上に存在した誤などもあるものと思ふ。少々不當な字句があつても根本問題にさへ關係がなければ少しも頓著せられなうだものと思ふ。時としてこの書が未完成の草本に過ぎないやうに考へらるゝのは、引用文に於て常例に異なるものがあるからである。親鸞聖人が先覺者の書をも寫してこれを自著と同じく門弟に附與せられたことは、この『教行信證』に於ける引用文が自釋の文と互に相扶けて法門を發揚する状態に類似してゐることを注意せねばならぬ。

妻木直良氏が執筆する豫定であつた解説は、病氣の爲めこれを中止されたから、同氏の示された意見二則をこゝに掲げて置く。

一、
『涅槃經』の義に依り文に依らずの例。『法華經』安樂行品の十種の不親近即ち僧として近づかべからざる行を説いた中に、文字の上から見るに、坐禪閑處の一行は親近せよと勸めて居るのに、それを太子の註には前の不親近に屬して居る。是等は日本佛教として活動的佛教を作る太子の本意より來たもので、漢文家から見ると漢文を読むことを知らぬと笑はるゝのであらう。この佛教の精神を忘れるに、全く太子の義疏すら漢文を読むことを知らぬものゝ作と云ふべきであらう。

二、

叡山の僧にて親鸞聖人歿後十二年の文永十年に尊澄法師の作つた『教相雜抄』といふ書を見たが、その順序を作るのに一二三四の四卷の分類の代りに教行信證といふ四字を以てして居るが、その内容は全く聖道門の經典や論部を分類し拔萃したもので、名の示す如く雜抄に過ぎない。少しも淨土教には關係なく、又一部の體裁を作したものでない。寧ろ親鸞聖人の作つた名目に依つて自力教の拔萃を試みたといふに過ぎない。則ち撰述でなく模倣的拔萃である。

教行信證考證

終

大正十二年五月十五日印刷
大正十二年五月二十日發行

不許複製

著作者 禿氏 祐祥

發行者 清水 東川

印刷者 堀井 清

發行所

京都市油小路御前通上ル
興教書院

振替 東京四一一三番
大阪一〇八一五番

397
467

終

